

佐世保市障害福祉サービス等 指定申請等の手引き

〔第 1.3 版〕

本手引きは、令和 3 年 8 月時点において作成・修正したものです。
今後、制度改正等により内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。

令和 3 年 8 月
佐世保市指導監査課

<市 HP : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>>

— 目次 1 —

I. 障害福祉サービスの概要	…… P. 4
〔1〕 概要	…… P. 4
〔2〕 法におけるサービス体系	…… P. 4 - 5
〔3〕 障害福祉サービス等の指定申請に係る基本的要件	…… P. 6 - 7
II. 指定にかかる事務手続	…… P. 8
〔1〕 新規指定までの手続きの流れ	…… P. 8
〔2〕 事前相談	…… P. 9
〔3〕 指定申請書の作成・提出、申請受付	…… P. 10 - 11
III. 指定後の事務手続	…… P. 12
〔1〕 指定更新	…… P. 12
〔2〕 指定変更申請	…… P. 12
〔3〕 変更届出	…… P. 13
〔4〕 介護給付費等の加算届	…… P. 14
〔5〕 事業の休止・再開・廃止	…… P. 14
〔6〕 その他留意事項	…… P. 14
IV. 指導監査	…… P. 15
〔1〕 指導監査の目的	…… P. 15
〔2〕 集団指導	…… P. 15
〔3〕 実地指導	…… P. 15
〔4〕 監査	…… P. 16
V. 留意事項等	…… P. 17
〔1〕 主たる対象者の特定	…… P. 17
〔2〕 履歴（登記）事項全部証明書及び定款等への事業の記載	…… P. 17
〔3〕 就労継続支援 B 型事業の指定調整	…… P. 17
〔4〕 関係法令の遵守	…… P. 17 - 18
〔5〕 人員配置等の算定等に使用する利用者数	…… P. 19

— 目次 2 —

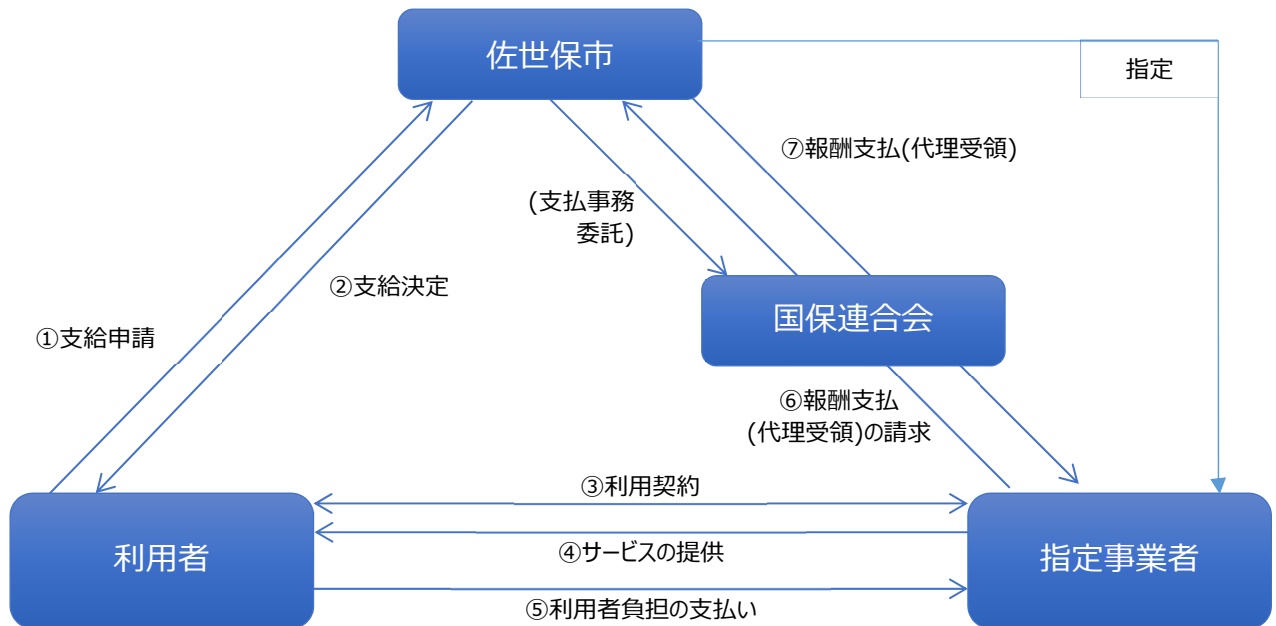
VI. 各種サービスの基本要件	…… P. 20
〔1〕生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、 就労継続支援（A型・B型）における基本事項	…… P. 20 - 21
〔2〕居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	…… P. 22 - 26
〔3〕療養介護	…… P. 27 - 28
〔4〕生活介護	…… P. 29 - 30
〔5〕自立訓練（機能訓練）	…… P. 31 - 32
〔6〕自立訓練（生活訓練）	…… P. 33 - 34
〔7〕宿泊型自立訓練（生活訓練）	…… P. 35 - 36
〔8〕就労移行支援	…… P. 37 - 38
〔9〕就労継続支援 A 型	…… P. 39 - 40
〔10〕就労継続支援 B 型	…… P. 41 - 42
〔11〕就労定着支援	…… P. 43 - 44
〔12〕施設入所支援	…… P. 45 - 46
〔13-1〕短期入所（併設事業所）	…… P. 47
〔13-2〕短期入所（空床型事業所）	…… P. 48
〔13-3〕短期入所（単独型事業所）	…… P. 49
〔14〕共同生活援助に係る共同生活住居の立地について	…… P. 50 - 51
〔14-1〕共同生活援助（介護包括サービス型）	…… P. 52 - 54
〔14-2〕共同生活援助（外部サービス利用型）	…… P. 55 - 57
〔14-3〕共同生活援助（日中サービス支援型）	…… P. 58 - 60
〔15〕自立生活援助	…… P. 61
〔16〕地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	…… P. 62
〔17〕計画相談支援	…… P. 63
〔18〕障害児相談支援 ※参考掲載	…… P. 64
VII. その他（参考、用語説明）	…… P. 65
〔1〕療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、 就労継続支援（A型・B型）の共通的な要件のまとめ	…… P. 65 - 66
〔2〕サービス管理責任者の資格要件	…… P. 67 - 68
〔3〕相談支援専門員の資格要件	…… P. 69 - 70
〔4〕重要用語説明	…… P. 71

【 I. 障害福祉サービスの概要 】

〔 1 〕 概要

障害福祉サービス事業等を提供する者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（佐世保市においては、中核市のため佐世保市長）の指定を受ける必要があります。

本書は、指定申請に係る関係法令等に基づく必要要件や留意事項等を纏めたものです。新規申請等に当たっては、本書の内容をご理解いただき、徹底した法令遵守を図っていただきますようお願いいたします。



〔 2 〕法におけるサービス体系

（ i ） 障害福祉サービス

① 介護給付費

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援
施設入所支援			

② 訓練等給付費

自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型	就労定着支援	共同生活援助	自立生活援助

（ ii ） 地域相談支援

地域移行支援	地域定着支援
--------	--------

（ iii ） 計画相談支援

【参考：各種サービスの概要】

種類	給付	サービス種類	事業の概要
障害福祉サービス	介護給付費	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、精神障害により行動上著しい困難を有する者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を総合的に行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付費	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援、訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題対応のための支援を行います。
		共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
		自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	障害者支援施設		施設に入所する障がい者に対し、入浴や排せつ、食事等の介護、また、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援等）を行う施設です。
一般相談支援	地域移行支援	入所施設等からの退所等にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。	
	地域定着支援	入所施設等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。	
計画相談支援		サービス等利用計画についての相談、作成等の支援が必要な場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	

〔3〕 障害福祉サービス等の指定申請に係る基本的要件

（i） 指定の要件について

障害福祉サービス等の指定にあたっては、法第 36 条の規定に基づく以下の要件を満たしたうえで、サービスの種類及び事業所ごとに行います。

- ① 法人格を有する（障害者支援施設の場合は、原則、社会福祉法人であること）
- ② 従業者の知識、技能及び人員が厚生労働省令、あるいは佐世保市条例で定める基準を満たしている
- ③ 事業の設備及び運営に関する基準に従って、適正な事業運営が可能である
- ④ 法第 36 条第 3 項各号（障害者支援施設は、第 4 号・第 10 号・第 13 号を除く）に該当しない

（ii） 事業者及び施設の設置者の責務について

障害福祉サービス等の実施にあたっては、法第 42 条及び法第 51 条の 22 の規定に基づき、以下の責務を果たす必要があります。

- ① 関係機関との緊密な連携を図りつつ、障がい者等の意向・適性・障害の特性等の事情に応じ、常に障がい者等の立場に立って効果的に障害福祉サービスを行うように努めること。
- ② 障害福祉サービスの質の評価を行うこと及びその他の措置を講ずることにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、法または法に基づく命令を遵守し、障がい者等のために忠実に職務を遂行すること。

（iii） 指定基準について

提供する障害福祉サービス等の種類ごとに、法第 43 条、第 44 条、第 51 条の 23 及び第 51 条の 24 並びに本市条例等の規定に基づき、以下の視点から指定基準を定めています。

- ① 人員基準 … 従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
- ② 設備基準 … 事業所に必要な設備等に関する基準
- ③ 運営基準 … サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項等、事業を実施する上で求められる運営上の基準

【指定基準の定め】

- 佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 27 年 12 月 18 日条例第 96 号)
- 佐世保市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 27 年 12 月 18 日条例第 97 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 24 年 3 月 13 日号外厚生労働省令第 27 号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 24 年 3 月 13 日号外厚生労働省令第 28 号)

(iv) 最低基準について

最低基準とは、障害福祉サービス事業を行うにあたって最低限必要な設備及び運営に関する基準について定めるものです。サービス種類のうち、療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助又は障害者支援施設を運営する場合は、指定基準の他、最低基準についても遵守する必要があります。

【最低基準の定め】

- 佐世保市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 27 年 12 月 18 日条例第 98 号)
- 佐世保市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 27 年 12 月 18 日条例第 101 号)

(v) 処分について

上述した要件や指定基準・最低基準が遵守されていない場合、佐世保市は、法第 48 条・第 49 条・第 50 条の規定に基づき、改善勧告・改善命令・指定取り消し等の処分を行うことができます。

なお、処分の対象となった場合、各種給付費の支給停止あるいは給付費返還の対象となります。

【Ⅱ. 指定にかかる事務手続】

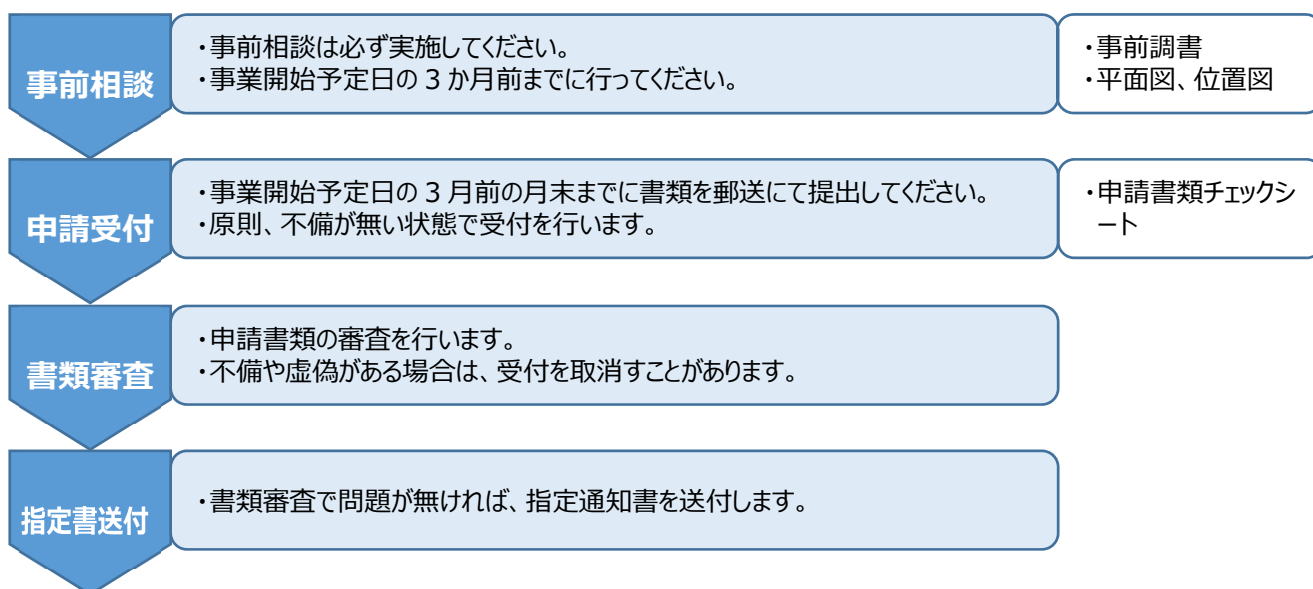
〔1〕新規指定までの手続の流れ

（ⅰ）新規指定にかかる手続について

- 指定日は、原則として**毎月 1 日**です。
- **毎月月末（末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）**までに指定基準を満たす申請書類が指導監査課において受付（原則、すべての書類が不備なく揃った状態に限り受付します。）し、審査の段階でも適正であると認められる場合に限り、**受付の翌々月の翌 1 日**に指定します。
（12 月 1 日指定の場合は、9 月末提出期限）
※少なくとも、審査期間を 2 か月間確保することとします。
- 新規に申請を行う場合は、指定予定日の**約 3 か月前まで**に事前相談を行っていただくようお願いします。なお、事前相談は、あらかじめ**電話にて予約**を行ってから来庁してください。（担当者不在などで対応ができない場合がありますので、3 か月前に関わらず指定までの期間に余裕をもったご連絡をお願いします。）
- 指定申請書の提出は、期限までに**郵送にて送付**してください。
- 申請書提出後の書類審査段階において、共同生活援助や施設入所支援などの面積基準があるサービスについては、面積計測に伺います。なお、計測作業にあたっては、事前に連絡のうえ日程調整をさせていただきます。

（ⅱ）指定までのフロー図

指定までのフローは以下のとおりです。指定までには相当の時間を要しますので、余裕をもった手続を行っていただくようお願いします。



〔2〕事前相談

（i）実施方針

- 事前相談は、新規指定等にあたり、当該サービスを実施する目的や趣旨、事業の概要・実施時期等について確認を行うとともに、事業所等の建物や事業実施にあたって関係法令の手続きが完了しているか等の状況確認を行うために実施します。
- 事業開始予定日の**約3か月前まで**には、必ず実施してください。
※事前相談がない場合は、申請書の受付をお断りする場合があります。
- 事前相談は、予約制で行いますので、来庁の際には必ず**事前に電話予約**を行ってください。
- 事前相談の際には、スムーズな情報理解を図るため、**「事前調書」の提出**にご協力ください。

（ii）対応日、受付時間等

- 対応日は、**市役所の開庁日**とします。
※ただし、開庁日であっても、業務の都合等で担当者が不在の場合がありますので、必ずしもご希望に沿えるとは限りません。
- 受付時間（予約時間）は、原則以下のとおりとします。
※市役所の開所時間（8:30～17:15）内に相談が終わるよう、余裕を持った時間設定にご協力ください。
・午前 **8:30 ～ 11:30**
・午後 **13:00 ～ 16:30**
- 受付場所は、佐世保市保健福祉部指導監査課です。
 - ・住 所 佐世保市高砂町5番1号 中央保健福祉センター3階
 - ・電 話 0956-24-1111

（iii）必要書類

- 障害福祉サービス新規指定にかかる事前調書
- 事業所の用に供する建物の平面図（事業所が未定の場合は、パンフレット等の間取り図でも可）
- 事業所の位置図

（iv）留意事項

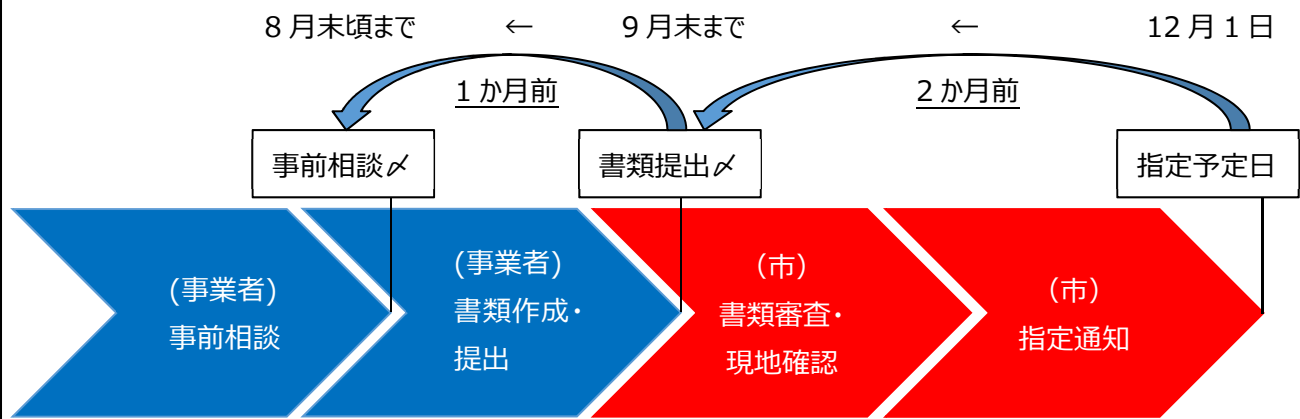
- ご来庁いただく際には、法人代表者や管理者となる予定の方がお越しください。

〔3〕指定申請書の作成・提出、申請受付

（i）指定申請書の提出

- 指定申請に必要な書類は、佐世保市ホームページからダウンロードして使用してください。
※制度改正等により様式が変更になる場合がありますので、必ずホームページを確認してください。
(URL : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>)
※旧様式を使用していた場合、申請受付ができない場合があります。
- 申請するサービスの種類や運営内容等に応じ、必要な添付書類等が異なりますので、ホームページを確認のうえ作成してください。
※申請書の内容によっては、ホームページに記載していない添付書類の提出を依頼する場合があります。
- 申請書は、内容に不備が無い状態で郵送いただくことによる受付を原則としますので、不備が無いか事前確認のためにご来庁いただいても結構です。

【参考：事前相談、指定申請書提出期限の考え方 ※指定予定日が12月1日の場合】



（ii）申請受付

- 原則、**郵送による受付**とし、提出期限までに担当者の手元に届いた状態をもって正式な受付とします。
※配送に数日を要することが想定されますので、早めの送付をお願いします。
- 不備が無い状態での正式受付**としますので、必要書類の漏れや記載内容に不備があった場合は受付ができない場合があります。
※不備等により正式な受付ができなかった場合は、指定日が翌月等にずれ込む場合があります。

（iii）必要書類

サービス種別により必要な書類が異なりますので、市ホームページでご確認ください。

(URL : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>)

(iv) 書類作成時の注意事項

①書類作成について

- 原則、全ての書類について **A 4 版** で作成・複写してください。
※ 図面等、A 4 版以上でなければ文字が見えない場合は、A 3 版で作成の上、A 4 版の大きさに折り込んで閉じてください。
- 書類の事前確認や提出にあたっては、自身の控え（副本）を必ず作成してください。
※ 指摘内容等については、自身で副本に修正点を記載したうえで、お持ち帰りのうえデータ修正を行ってください。（写真を撮る方法等が見受けられますが、認められません。）
- 書類の記入にあたっては、**鉛筆・シャープペンや消えるボールペンは使用しないでください。**

②原本証明等について

- 提出書類のうち、原本を提出できないもの（契約書や各種資格証等）を提出する際は、コピーをとったうえで、必ず **原本証明を行ってください。**
- 押印がある書類の写しをとる場合は、**カラーコピーはしないでください。**

③書類提出について

- 書類提出の際は、書類がバラバラにならないよう、クリアファイルに入れるか、左上をダブルクリップ等で留めていただきますようお願いいたします。

(v) 計測作業に伴う現地確認

- 共同生活援助の新規指定、住居の追加等及び施設入所支援の新規指定等、数値による面積基準があるサービス等に関する指定・変更等にあたっては、実面積の確認のため、計測作業を実施します。
- 計測作業は、事業者と連絡調整のうえ、書類審査の段階で行います。
- 管理者の方のご同行をお願いします。
- 面積基準の判断は、収納設備を除いた床面積の実測（有効面積）で判断します。
※ 図面による面積では判断しませんので、ご注意ください。

【Ⅲ. 指定後の事務手続】

〔1〕 指定更新

（i） 指定有効期限について

- 指定の効力は、全てのサービスにおいて、指定を受けた日から**6年間有効**です。
- 指定の効力が失効するまでに、指定更新申請手続きを行ってください。
 - ※更新申請手続きを経ない場合は、サービスの継続ができなくなります。

（ii） 指定更新申請手続き

- 指定更新を受ける場合は、指定更新申請書類を提出する必要があります。
- 指定更新申請書類は、**失効する日の前々月末まで**に、不備が無い状態のものを**郵送で提出**してください。
 - ※例：7月31日に失効する場合、5月末までの提出
- 指定更新の際には、指定内容に変更等がない場合は、事前相談は不要です。
- 必要書類は、原則、新規指定の際に作成・提出した書類と同様の書類一式が必要です。

〔2〕 指定変更申請

（i） 指定変更申請の対象サービスと内容

- 法に基づき、以下の場合には指定変更申請手続きを行う必要があります。
 - ・「生活介護」の利用定員を増加する場合
 - ・「就労継続支援 A 型」の利用定員を増加する場合
 - ・「就労継続支援 B 型」の利用定員を増加する場合
 - ・「施設入所支援」の定員増またはサービスの種類を変更する場合

（ii） 指定変更申請手続き

- 指定変更を行う場合は、指定変更申請書類を提出する必要があります。
- 指定変更申請書は、**変更日の1か月前まで**に、必要書類を含め不備が無い状態のものを郵送で提出してください。
- 変更申請にあたっては、佐世保市障がい福祉計画によるサービスの需給バランスの観点から、変更が認められない場合がありますので、必ず事前相談を行ってください。
- 必要書類は、原則、指定の際に作成・提出した書類のうち、変更内容に関連する書類一式を提出してください。

〔3〕変更届出

（i）変更届出の対象項目

- 障害福祉サービス等の運営内容等に変更があった場合は、変更届を提出する必要があります。
- サービス種別ごとに、変更届を提出しなければならない変更項目が異なりますので、詳しくは市ホームページで確認してください。
(URL : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>)

<参考：変更届の提出を要する主な変更項目一覧>

- 事業所（施設）の名称・所在地
- 申請者の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名
- 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 事業所の平面図及び設備の概要
- 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者の氏名・生年月日・住所・経歴
- 相談支援専門員の氏名・生年月日・住所・経歴
- 運営規程
- 協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科目・契約の内容
- 第三者委託がある場合はその受託者の事業所の名称・所在地

（ii）変更届手続き

- 変更届は、変更日から**10日以内**に市に届け出る必要があります。
※ただし、事業所の移転や共同生活援助における住居の追加等の**建物に関する変更又は定員の変更については、変更日の1か月前まで**に届出を提出してください。
- 変更届の提出が遅れた場合は、その理由等を記載した「顛末書」を添付していただく場合があります。
- 必要書類は、原則、指定の際に必要な書類のうち、変更内容に関連する書類一式を提出してください。

（iii）変更届手続きの際の留意点

- 変更届を提出する際は、これまでから変更がない場合であっても、必ず「**（別紙 2）職員の勤務体制一覧表**」を合わせて添付してください。
※職員数や手続き漏れを防止するため、確認を行います。

〔4〕介護給付費等の加算届

（i）加算（減算）を受ける場合の取扱い

- 介護給付費等の算定に関し、各種加算（または減算）を受ける場合は、加算届を提出する必要があります。
※既に加算を受けていて、**要件を満たさなくなった場合においても、届出が必要**です。
- 加算届の提出にあたっては、自身で要件に該当するのか再度確認を行い、要件を満たしていることが確認できる添付書類等も合わせて提出してください。
- 報酬算定の単位数が減る項目の届出及び既に算定している加算の要件に該当しなくなった場合は、減算要件に該当、又は加算要件に該当しなくなった日から減算又は加算不可となるため、**速やかに届出を提出**してください。

（ii）新規指定時の加算届について

- 新規指定を受ける際に、合わせて加算の算定を行う場合は、指定申請書類と合わせて**指定予定日の3月前の月末まで**に加算届を提出してください。
※加算届の書類に不備がある場合は、加算の算定が翌月等にずれることがあります。

（iii）新規指定以後の加算届の提出について

- 報酬算定の単位数が増える加算等の届出については、原則、届出書の提出が**毎月15日以前になされた場合には翌月**から、**16日以後に提出がなされた場合には翌々月**から算定します。

（iv）前年度の実績を用いて算定を行う加算等について

- 前年度の実績等を用いて算定する基本報酬や加算項目については、原則、**毎年4月15日まで**に届出を提出する必要があります。
※制度改正等により、提出期限が変更になる場合があります。
※算定区分等が変わらない場合であっても、確認のために必ず提出してください。
※前年度実績を用いる加算のうち、年度末までの実績確認を要しない加算項目については、（iii）に基づき届出を行ってください。

<参考：原則4月15日までの提出を要する主な加算等項目一覧>

サービス種別	加算等項目	概要
就労移行支援	基本報酬	前年度の就労定着率
就労継続支援A型	基本報酬	前年度の平均労働時間
就労継続支援B型	基本報酬	前年度の平均工賃月額
共同生活援助	夜間支援等体制加算	前年度の平均利用者数

〔5〕事業の休止・再開・廃止

- 事業の休止・廃止を行う場合は、その休止又は廃止の日の1か月前までに、必要書類を提出してください。
- 休止した事業を再開する場合も、再開を希望する日の1か月前までに、必要書類を提出してください。

〔6〕その他留意事項

- 各種申請及び届出の提出については、**原則郵送**にて送付してください。
- 申請及び届出にかかる相談等で来庁される場合は、必ず**事前に電話にて来庁予定の連絡**を行ってください。

【IV. 指導監査】

〔1〕指導監査の目的

- 自立支援給付サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的として、指導監査を実施します。
- 指導の実施方法として、障害福祉サービス事業者等を一堂に会して実施する「集団指導」と、事業所等を個別訪問し、書類等の確認を行う「実地指導」を行います。
- 実地指導の際に、基準違反に該当する内容があった場合や、自立支援給付費等の請求にかかる不正等がある場合等には「監査」を実施します。

〔2〕集団指導

- 集団指導は、全ての事業者等を対象に一定の場所に集め、**おおむね1年以内に1回**講習等の方法で実施します。
 - ※やむを得ない事由により欠席した場合は、当日使用した資料を市ホームページに掲載していますので、**必ずご一読いただくようお願いします。**
- 集団指導の実施にあたっては、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を通知したうえで実施します。
- 原則、**管理者又はサービス提供責任者またはサービス管理責任者の方が出席**してください。
- 集団指導の内容は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて実施します。

〔3〕実地指導

- 実地指導は、市職員が事業所等に直接訪問し、関係書類を閲覧するとともに関係者からの面談方式で**おおむね3年に1回程度**行います。
- 実地指導の対象者は、前回の実地指導からおおむね3年を経過する事業者、事業開始から半年～1年程度経過した事業者、過去の指導状況等を鑑み継続して指導が必要であると認められる事業者及びその他特に必要と認められる事業者等から選定します。
- 実地指導の実施にあたっては、原則、実施予定日の1か月前までに以下の事項を文書により通知したうえで実施します。
 - ※ただし、虐待等が疑われる等の理由により、予め通知することでは日常のサービス提供状況を確認することが困難であると認められる場合は、事前通知を行わず、指導開始時に以下の事項を文書により通知します。
 - ・実地指導の根拠規定及び目的、日時及び場所
 - ・指導担当者、出席者、準備すべき書類等
- 原則、管理者及びサービス提供責任者またはサービス管理責任者の方の対応をお願いします。
 - ※全ての時間において対応いただくのではなく、必要に応じ面談等を行いますので、適宜対応できる状態にしておいてください。
- 結果については、改善を要すると認められた事項について、実地指導後おおむね2ヶ月以内に文書により通知します。
- 文書により指摘した事項については、改善報告書を提出してください。

〔4〕 監査

- 監査は、自立支援給付費対象サービス等の内容等について、法に定める行政上の措置（勧告・命令・取消し等）に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合、または自立支援給付に係る費用の請求について、不正もしくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的として実施します。
- 実地指導中に、以下の内容に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができます。
 - ・ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
 - ・ 自立支援給付にかかる費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合
- 監査結果において、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善結果について報告を求めます。
- 監査結果において、指定基準違反等が認められた場合は、法に定める勧告・命令・指定の取消し等の行政上の措置を機動的に行います。

【V. 留意事項等】

〔1〕主たる対象者の特定

- 障害福祉サービス事業者等は、原則、以下の障害の種類にかかわらず利用者を受け入れる必要があります。
 - ※ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能です。
 - ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等対象者
- 主たる対象者を特定する場合は、別紙様式にてその理由及び今後の受け入れの方針等について明記する必要があります。

〔2〕履歴（登記）事項全部証明書及び定款等への事業の記載

- 障害福祉サービスを実施するにあたっては、登記簿及び定款または寄付行為の事業目的に、当該サービス内容にかかる記載をする必要があります。
- 記載方法としては、特定のサービスを記載することが原則ですが、「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス」といった、包括した記載方法も可能です。
 - ※詳細な記載方法については、法務局等へお尋ねのうえ正式な記載をお願いします。

〔3〕就労継続支援 B 型事業の指定調整

- 指定就労継続支援 B 型事業所については、佐世保市障がい福祉計画において利用者見込み（需要量）を上回る定員（供給量）が確保されていることから、計画期間においては、原則、新規及び増員については認められません。
 - ※ただし、利用者数が見込みを上回り、B 型事業所の不足が見込まれる場合は、再検討を行います。

〔4〕関係法令の遵守 ※下記は主な法令のみピックアップ

（i）都市計画法

- 障害福祉サービス等を実施するにあたり、都市計画法に定める立地条件等の確認を行う必要がありますので、関係機関に確認のうえ、適切な対応を行ってください。
 - ※市街化調整区域では、原則、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の設置はできません。

（ii）建築基準法

- 障害福祉サービス等を実施するにあたり、建築基準法に定める建築確認や用途変更等の必要な手続きを完了しておく必要がありますので、関係機関に確認のうえ、適切な手続きを行ってください。
- 建築基準に適合していることを確認する書類として、原則、「建築確認検査済証」の提出をお願いします。
- 既存建築物を活用したサービス実施にあたっては、用途変更の手続きが不要な場合など、「建築確認検査済証」が発行できない（発行するものがない）場合がありますが、手続きは不要であっても、障害福祉サービス事業所等として法令遵守の義務があり、その適法性について確認する必要があるため、建築士の方からの証明書の提出をお願いします。

<参考：建築士の方からの証明書が必要になる主なケース>

- 建築確認検査済証が存在しない建築物
- 既存建築物で、法令上、用途変更手続きが不要な建築物

(iii) 消防法

- 障害福祉サービス等を実施するにあたり、消防法に定める消火設備等の検査や開始届等の必要な手続きを完了しておく必要があります。
- 消防設備については、建物の構造や規模、障害福祉サービスの利用者等によって必要な設備が異なりますので、詳しくは関係機関に確認したうえ、適切な対応を行ってください。
- 設置する消防設備が消防法に適合していることを確認する書類として、原則、「消防用設備等検査済証」の提出をお願いします。

(iv) 食品衛生法

- 事業所等で給食等の提供を行う場合で、1回の提供食数（職員及び利用者の全食数）が20食程度以上になる場合は、食品衛生法に基づく営業の届出並びに食品衛生責任者の選任が必要です。
- 事業所等が、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があります。
- 1回の提供食数が20食程度未満の場合は、営業の届出や食品衛生責任者の選任は不要ですが、衛生管理の徹底や向上に努めるようお願いします。

(v) 健康増進法

- 事業所等で給食等の提供を行う場合で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する場合は、健康増進法に基づく給食施設の届出が必要です。
- ※上記、食品衛生法とは異なった届出です。各々手続きが必要になります。

【参考：厚生労働省の関係通知及び衛生管理の手引き等】

- 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添
最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000168026.pdf>)
- HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（厚生労働省ホームページ）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)
- 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

〔5〕 人員配置等の算定等に使用する利用者数

（i）原則

- 人員配置基準等の算定等に必要の利用者数は、前年度（4月1日から3月31日）の平均を用います。
- 利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数÷当該前年度の開所日数により算出します。
※小数点第2位以下を切り上げ

（ii）新設、増改築等の場合の利用者数

- 新設の場合や、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設または増改築の時点から6か月未満の間は、便宜上、「利用定員の90%」を利用者数とします。
- 新設等の時点から6か月以上1年未満の間は、「直近の6か月の全利用者の延べ数÷6か月間の開所日数」により算出します。
- 新設等の時点から1年以上経過している場合は、「直近1年間における全利用者の延べ数÷1年間の開所日数」により算出します。

（iii）就労定着支援における新設、増改築等の場合の利用者数

- 就労定着支援において、新設の場合や、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設または増改築の時点から6か月未満の間は、便宜上、「一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を受けた後に一般就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%」を利用者数とします。
- 新設等の時点から6か月以上1年未満の間は、「直近の6か月の全利用者の延べ数÷6」により算出します。
- 新設等の時点から1年以上経過している場合は、「直近1年間の全利用者の延べ数÷12」により算出します。

（iv）自立生活援助における新設、増改築等の場合の利用者数

- 自立生活援助において、新設の場合や、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設または増改築の時点から6か月未満の間は、便宜上、「利用者の推定数の90%」を利用者数とします。
- 新設等の時点から6か月以上1年未満の間は、「直近の6か月の全利用者の延べ数÷6」により算出します。
- 新設等の時点から1年以上経過している場合は、「直近1年間の全利用者の延べ数÷12」により算出します。

（v）定員を減少する場合

- 減少後の実績が3か月以上あるときは、「減少後の延べ利用者数÷当該3か月間の開所日数」により算出します。

【VI. 各種サービスの基本要件】

〔1〕生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における基本事項

（i）事業者指定の単位

□指定障害福祉サービス事業者等の指定は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行います。

①従たる事業所の取扱い

□生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型または就労継続支援 B 型において、下記要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一または複数の「従たる事業所」を設置することができます。

<p>人員及び設備に関する要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が 1 人以上確保されていること。 2 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて以下のとおりであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援・・・6 人以上 ・就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型・・・10 人以上 3 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 4 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けなくてもよい。
<p>運営に関する要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 2 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。 3 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 4 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 5 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

②出張所

□生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、上記「従たる事業所」の要件のうち、「運営に関する要件」を満たす場合は、「事業所」に含めて指定することができます。

□上記「従たる事業所」の要件のうち、「人員及び設備に関する要件」の 4 は、出張所でも同様です。

(ii) 多機能型事業所について

- 「多機能型事業所」とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行う事業所をいいます。
- 「多機能型事業所」に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行います。
- 同一法人が、同一敷地内において複数の事業所で指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所または一の多機能型事業所として取り扱います。
- 同一法人による複数の事業所が、複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合であって、「従たる事業所の取扱い」で掲げる人員要件の 2 及び 3 並びに運営要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができます。

①多機能型事業所の規模

- 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の利用定員は次のとおりとし、多機能型事業所の利用定員の合計数は 20 人以上とすること。
 - ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上
 - ・就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）：10 人以上

②人員配置

- 多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数に関わらず、以下のとおりとすること。
 - ・当該多機能型事業所の利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上
 - ・当該多機能型事業所の利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超過して 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上とすること。
- 多機能型による指定障害福祉サービス事業所ごとに配置されるべき従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

③設備

- 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該指定障害福祉サービス毎に必要なとされる相談室、洗面所、便所及び多目的室などを兼用することができる。（訓練・作業室は指定障害福祉サービスごとに専用で必要）
 - ※ただし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではない。

〔2〕居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

(i) 人員要件

①管理者

1人を配置すること。

常勤・専従であること。

※ただし、管理上支障がない場合は、以下のように当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事することも可。なお、指定居宅介護の従業者である必要はない。

※当該事業所の従業者としての職務に従事する場合

※同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

②サービス提供責任者

常勤・専従であること。

事業の規模（全3月の平均値または新規指定のところは推定数）に応じて1人以上配置すること。

※なお、以下のa～cに該当する場合は、必要な員数をおく必要がある。（重度訪問介護は下表を参照）

a 月間の延べサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上

b 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

c 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

<参考：各サービス種類の必要人数>

サービス種類	サービス提供時間	従業者の数	利用者の数
居宅介護	450h 毎に1人	10人 毎に1人	40人 毎に1人
行動援護			
同行援護			
重度訪問介護	1,000h 毎に1人	20人 毎に1人	10人 毎に1人

※この表により算出されるサービス提供責任者の員数については常勤換算方法も可能だが、非常勤で配置できる場合でも常勤の勤務時間の1/2以上勤務する者である必要がある。

※「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」は前3月の平均とする。

※居宅介護、行動援護、同行援護においては、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「利用者50人毎に1人」とすることができる。

※居宅介護においては、通院等乗降介助のみを利用したものは、0.1人として計算する。

資格要件を満たしていること。

<サービス提供責任者の資格要件表>

資格等 サービス種類	介護福祉士	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）						国立障害者リハビリテーションセンター学院 視覚障害学科の教科を履修した者またはこれ に準ずる者
		実務者研修	介護職員初任者研修 居宅介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	問介護員（1級）	居宅介護従業者養成研修課程（1級） ・訪	問介護員（2級） 訪	
居宅介護	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注2)		
重度訪問介護	○	○	△ (注1)	○	○	△ (注2)		
同行援護	△ (注3)	△ (注3)	△ (注2・3)	△ (注3)	△ (注3)	△ (注2・3)		○
行動援護	△ (注5)	△ (注5)	△ (注2・5)	△ (注5)	△ (注5)	△ (注2・5)	△ (注4)	

※「○」・・・その資格等のみで要件を満たす

※「△」・・・下記注意事項に関する要件も必要

- (注1) 看護師・准看護師の資格を有する者は、居宅介護従業者養成研修1級課程終了の要件を満たすものとする
- (注2) 実務経験3年以上を要する
- (注3) 同行援護にかかる研修要件を満たし、かつ、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了する必要がある
- (注4) 研修修了者で、知的障害者（児）または精神障害者（児）の直接支援業務に3年以上従事した実務経験が必要
- (注5) 令和5年3月31日までの間に限り、居宅介護にかかるサービス提供責任者の資格要件に加え、知的障害者（児）または精神障害者（児）の直接支援業務に5年以上従事した実務経験がある者でも可

③従業者

- 常勤換算で、2.5人以上配置すること。（管理者は含まず、サービス提供責任者を含む数）
- 資格要件を満たしていること。
- 専従であること。

※ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事することも可。なお、指定居宅介護の従業者である必要はない。

※当該事業所の従業者としての職務に従事する場合

※同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(ii) 設備要件

①事務室

- 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。
- 他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

②受付等のスペース（相談室等）の確保

- 利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（個室やパーテーション等で仕切られていること）を確保すること。

③設備及び備品等

- 必要な設備及び備品等を確保すること。
- 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等の設置に配慮すること。

<従業者の資格要件表>

		□ 介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)					□ みなし証明者 (各サービス毎) ※注4	□ 視覚障害者・全身性障害者・知的障害者外出介護従業者養成研修	□ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
			□ 実務者研修	□ 訪問介護員(1級・2級) ※注1	□ 居宅介護従業者養成研修(1級・2級)	□ 訪問介護員(3級)	□ 居宅介護従業者養成研修(3級)			
居宅介護	身体介護	○	○	▲30%	/	/	△ (注5)	▲30%	/	/
	家事援助	○	○	▲10%	/	/	▲10%	▲10%	/	/
	通院介助	身体介護あり	○	○	▲30%	/	/	△ (注5)	▲30%	▲30%
		身体介護なし	○	○	▲10%	/	/	▲10%	▲10%	▲10%
	乗降介助	○	○	▲10%	/	/	▲10%	▲10%	▲10%	/
重度訪問介護		○	○	○	/	/	△ (注6)	○	△ (注7)	/
同行援護		△ (注8)	△ (注8)	▲10% (注8)	/	/	○	/	△ (注9)	○
行動援護		△ (注11)	△ (注11)	/	△ (注10)	/	/	/	/	/

※「○」・・・その資格等のみで要件を満たす

「△」・・・下記注意事項に関する要件も必要

「▲」・・・減算の対象

- (注1) 看護師等（保健師・准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の1級課程の修了の要件を満たすものとする
- (注2) 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む
- (注3) 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修（重度訪問介護従業者研修の基礎研修と同じ取扱い。注5参照）を修了した者を含む
- (注4) 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者
- (注5) 身体障害者の直接支援業務の従事経験がある者に限る。重度訪問介護の報酬を算定（3時間以上の場合には別に定める額）
- (注6) 重度訪問介護従業者養成研修のうち基礎研修のみの修了者は、加算対象者に対してのサービスは提供できない（報酬算定できない）
- (注7) 平成18年9月30日において、従来の全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した者については、「移動」部分のみサービス提供可能
- (注8) 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者
- (注9) 視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものと都道府県知事が認める研修に限る
- (注10) 「行動援護」は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的障害者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上従事した実務経験がある者（報酬30%減算の取扱いは平成27年3月31日を以って廃止）
- (注11) 「行動援護」は令和5年3月31日までの間に限り、居宅介護に係る従業者の資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上従事した実務経験がある者でも可

〔3〕療養介護

（i）人員要件

①管理者

- 医師であること。
- 専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

- 1人以上は常勤であること。
- 専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

- 配置人員数を満たしていること。

※利用者が 60 人以下・・・1 人以上

※利用者が 61 人以上・・・1 人に、利用者が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

- 資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」\(P.66～P.67\)](#) を参照

③従業者

- 医師

・健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上配置すること。

- 看護職員（看護師、准看護師、看護補助者）

・常勤換算で、利用者の数の 1 / 2 以上配置すること。

- 生活支援員

・1 人以上は常勤であること。

・常勤換算で、利用者の数の 1 / 4 以上配置すること。

※ただし、看護職員が配置基準を超えて配置されている場合は、その数を含めてよい。

・専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(ii) 設備要件

- 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。
- 下記設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものであること。
 - ※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

①病院として必要とされる設備

- 専ら療養介護事業所の用に供するものであること。
 - ※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

②多目的室その他運営上必要な設備

(iii) 規模要件

- 20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

〔4〕生活介護

（i）人員要件

①管理者

以下のいずれかの資格要件を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者または従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者またはサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員数を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1名以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③従業者

医師

・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数以上配置すること。

※嘱託医を確保することでも可。

※看護師等による利用者の健康状態の把握等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することが可能な場合は、医師を配置しないことも可。（ただし、医師未配置減算の対象）

看護職員（保健師、看護師、准看護師）

・1人以上配置すること。

理学療法士又は作業療法士

・日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要な数以上配置すること。

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、「機能訓練指導員」（看護師・柔道整復士・あん摩マッサージ指圧士・言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者）でも可。

生活支援員

・1人以上配置すること。

・1人以上は常勤であること。

④ 従業員の配置人員等

従業員は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の総数は、常勤換算方法で以下の平均障害支援区分に応じた数（障害支援区分の平均値）以上を配置すること。

・平均障害支援区分が4未満 ……（利用者数／6）以上の数

・平均障害支援区分が4以上5未満 ……（利用者数／5）以上の数

・平均障害支援区分が5以上 ……（利用者数／3）以上の数

<参考：平均障害支援区分の算出方法>

$$\left. \begin{array}{l} (2 \times \text{区分} 2 \text{ に該当する利用者数}) + (3 \times \text{区分} 3 \text{ に該当する利用者数}) + \\ (4 \times \text{区分} 4 \text{ に該当する利用者数}) + (5 \times \text{区分} 5 \text{ に該当する利用者数}) + \\ (6 \times \text{区分} 6 \text{ に該当する利用者数}) \end{array} \right\} \div \text{総利用者数}$$

(ii) 設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

① 訓練・作業室

利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。

※部屋の広さについては、利用者1人あたり3.0㎡を目安とすること。

② 相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③ 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

④ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 多目的室及びその他運営に必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

(iii) 規模要件

20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

※ただし、離島その他の地域等の事業所については、10人以上とすることができる。

〔5〕 自立訓練（機能訓練）

（i） 人員要件

① 管理者

以下のいずれかの資格要件を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

② サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③ 従業者

看護職員（保健師、看護師、准看護師）

- ・1人以上配置すること。
- ・1人以上は常勤であること。

理学療法士又は作業療法士

・1人以上配置すること。

※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、「機能訓練指導員」（看護師・柔道整復士・あん摩マッサージ指圧士・言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者）でも可。

生活支援員

- ・1人以上配置すること。
- ・1人以上は常勤であること。

④従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の総数は、常勤換算方法で（利用者数／6）以上を配置すること。

訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、上記に加え生活支援員を1人以上配置すること。

(ii) 設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

①訓練・作業室

利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。

※部屋の広さについては、利用者1人あたり3.0㎡を目安とすること。

②相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

④便所

利用者の特性に応じたものであること。

⑤多目的室及びその他運営に必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

(iii) 規模要件

20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

※ただし、離島その他の地域等の事業所については、10人以上とすることができる。

〔6〕 自立訓練（生活訓練）

（i） 人員要件

① 管理者

以下のいずれかの資格要件を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

② サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③ 従業者

生活支援員

・1人以上配置すること。

・1人以上は常勤であること。

・生活支援員の総数は、常勤換算で（利用者数／6）以上を配置すること。

※健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を配置している場合は、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算で（利用者数／6）以上を配置すること。

※なお、看護職員を配置している場合でも、生活支援員は必ず1人以上配置すること。

④ 従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、上記に加え生活支援員を1人以上配置すること。

(ii) 設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

① 訓練・作業室

利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。

※部屋の広さについては、利用者 1 人あたり 3.0 m²を目安とすること。

② 相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③ 洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

④ 便所

利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 多目的室及びその他運営に必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

(iii) 規模要件

20 人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

※ただし、離島その他の地域等の事業所については、10 人以上とすることができる。

〔7〕 宿泊型自立訓練（生活訓練）

（i） 人員要件

① 管理者

以下のいずれかの資格要件を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

② サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」（P.66～P.67）](#)を参照

③ 従業者

生活支援員

・1人以上配置すること。

・1人以上は常勤であること。

・生活支援員の総数は、常勤換算で、宿泊型自立訓練の（利用者数／10）＋自立訓練（生活訓練）の（利用者数／6）以上を配置すること。

※健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を配置している場合は、生活支援員及び

看護職員の総数は、常勤換算で宿泊型自立訓練の（利用者数／10）＋自立訓練（生活訓練）の（利用者数／6）以上を配置すること。

※なお、看護職員を配置している場合でも、生活支援員は必ず1人以上配置すること。

地域移行支援員

・1人以上配置すること。

④従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、上記に加え生活支援員を1人以上配置すること。

(ii) 設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該宿泊型自立訓練事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

①訓練・作業室

利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。

※部屋の広さについては、利用者1人あたり3.0㎡を目安とすること。

※宿泊型自立訓練のみを行う場合は、設けないことができる。

②相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

④便所

利用者の特性に応じたものであること。

⑤多目的室及びその他運営に必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

⑥居室

居室の定員は、1人とすること。

居室の面積は、収納設備等を除いて7.43㎡以上とすること。

⑦浴室

利用者の特性に応じたものであること。

(iii) 規模要件

宿泊型自立訓練にかかる10人以上の人員及び自立訓練（生活訓練）にかかる20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

※ただし、自立訓練（生活訓練）について、離島その他の地域等の事業所については、10人以上とすることができる。

〔8〕就労移行支援

（i）人員要件

①管理者

以下のいずれかの資格要件（社会福祉主事資格要件）を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③従業者

職業指導員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

生活支援員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

就労支援員

- ・1人以上配置すること。

→1人以上は常勤であること。（※R3年度制度改正により要件緩和）

④従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

職業指導員及び生活支援員の総数は、（利用者数／6）以上配置すること。

就労支援員の総数は、（利用者数／15）以上を配置すること。

（ii）設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該就労移行支援事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

①訓練・作業室

利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。

※部屋の広さについては、利用者1人あたり3.0㎡を目安とすること。

②相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③洗面所

利用者の特性に応じたものであること。

④便所

利用者の特性に応じたものであること。

⑤多目的室及びその他運営に必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

（iii）規模要件

20人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。

※ただし、離島その他の地域等の事業所については、10人以上とすることができる。

〔9〕就労継続支援 A 型

（i）人員要件

①管理者

以下のいずれかの資格要件（社会福祉主事資格要件）を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者
- ・企業を経営した経験を有する者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」（P.66～P.67）](#)を参照

③従業者

職業指導員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

生活支援員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

④従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で（利用者数／10）以上を配置すること。

(ii) 設備要件

- 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。
- 下記設備は、専ら当該就労継続支援 A 型事業所の用に供するものであること。
 - ※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

① 訓練・作業室

- 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。
 - ※部屋の広さについては、利用者 1 人あたり 3.0 m²を目安とすること。

② 相談室

- 談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③ 洗面所

- 利用者の特性に応じたものであること。

④ 便所

- 利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 多目的室及びその他運営に必要な設備

- ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

(iii) 規模要件

- 10 人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。
- 雇用契約を締結しない利用者に対しサービスを提供する場合
 - ・雇用契約を締結する利用者の利用定員は 10 人以上であること。
 - ・雇用契約を締結しない利用者の利用定員は事業所の利用定員の 50% 及び 9 人を超えないこと。

(iv) 実施主体

- 社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行うものであること。
 - ※就労継続支援 A 型事業に関係しない事業目的があってはならない。
- 特例子会社であってはならない。

〔10〕就労継続支援 B 型

(i) 人員要件

①管理者

以下のいずれかの資格要件（社会福祉主事資格要件）を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」\(P.66～P.67\)](#)を参照

③従業者

職業指導員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

生活支援員

- ・1人以上配置すること。
- ・職業指導員及び生活支援員のうち、どちらか1人以上は常勤であること。

④従業者の配置人員等

従業者は、専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で（利用者数／10）以上を配置すること。

(ii) 設備要件

- 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。
- 下記設備は、専ら当該就労継続支援 B 型事業所の用に供するものであること。
 - ※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

① 訓練・作業室

- 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。
 - ※部屋の広さについては、利用者 1 人あたり 3.0 m²を目安とすること。

② 相談室

- 談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

③ 洗面所

- 利用者の特性に応じたものであること。

④ 便所

- 利用者の特性に応じたものであること。

⑤ 多目的室及びその他運営に必要な設備

- ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障が無い場合は、兼用することができる。

(iii) 規模要件

- 20 人以上の人員を利用させることができる規模を有すること。
 - ※ただし、離島その他の地域等の事業所については、10 人以上とすることができる。

〔1 1〕就労定着支援

（i）人員要件

①管理者

以下のいずれかの資格要件（社会福祉主事資格要件）を満たす者であること。

- ・社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士）
- ・社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ・社会福祉施設長認定講習会を修了した者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③従業者

就労定着支援員

- ・（利用者数／40）以上配置すること。
- ・サービス管理責任者とは異なる者を配置すること。
- ・障がい者に対する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。

（ii）設備要件

①事務室

運営のために必要な面積を有すること。

※他の事業と明確に区分けされる場合は、他の事業と同一の事務室であってもよい。

②受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要なスペースを確保すること。

相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③設備及び備品等

必要な設備及び備品等を確保すること。

(iii) 実施主体

□以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ・過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護事業所などの指定障害福祉サービス事業所であること。
- ・生活介護事業所当の事業運営が 3 年に満たない場合であって、生活介護事業所等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が 3 人以上いること。

〔12〕施設入所支援（障害者支援施設）

（i）人員要件

①管理者

- 専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当施設等の他の職務に従事、又は当施設等以外の事業所や施設等の職務に従事させることができる。

②サービス管理責任者

- 1人以上は常勤であること。

- 専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

- 配置人員を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1人以上

※利用者が61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」\(P.66～P.67\)](#)を参照

③従業者

- 昼間実施サービスの実施に必要な従業者

- 管理栄養士または栄養士

・常勤であること。

※派遣労働者を配置している場合も可。

※配置していない場合、または常勤でない場合、栄養士未配置減算の対象となる。

- 生活支援員（夜間職員）

・利用者60人以下・・・1人以上

・利用者61人以上・・・1人に、利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者のみを対象にする場合は、宿直勤務も可

※昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の数に施設入所支援の生活支援員が勤務する時間を含めてもよい。

<例：昼間、生活介護を行う障害者支援施設の場合における従業者の必要数>

【平均障害区分：4（5：1で配置が必要）、利用定員：50人、常勤者：8時間/日勤務と仮定】

生活介護にかかる必要生活支援員等の算出 ⇒ 50人/5 = 10人（80時間）

施設入所支援にかかる必要生活支援員の算出 ⇒ 1人（夜間の16時間）

⇒ 合計96時間となるが、夜間帯を通じて1人確保したうえで合計80時間確保されれば足りる。

(ii) 設備要件

事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照・採光・換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

下記設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障が無い場合は、この限りでない。

①訓練・作業室

専ら提供するサービス種類ごとの用に供するものであること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

訓練・作業に支障がない広さを有すること。

訓練・作業に必要な機械器具等を備えること。

②居室

居室の定員は、4人以下とすること。

地階に設けてはならない。

利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9㎡以上であること。

寝台またはこれに代わる設備を設けること。

1以上の出入り口は、非難上有効な空地、廊下または広間に直接面して設けること。

必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

③食堂

食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

④浴室

利用者の特性に応じたものとする。

⑤洗面所

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

⑥便所

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

⑦相談室

談話の漏えいを防ぐため、個室又は間仕切り等を設けること。

⑧廊下幅

1.5m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上とすること。

廊下の幅を拡張することにより、利用者や従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

⑨多目的室その他運営上必要な設備

※相談室及び多目的室は、利用者へのサービス提供に支障がない範囲で、兼用することができる。

(iii) 実施主体

原則として、社会福祉法人であること。

〔13-1〕短期入所（併設事業所）

（i）人員要件

①管理者

専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所の他の職務に従事、又は当事業所以外の事業所や施設等の職務に従事させることができる。

②従業者

障害者支援施設等の入所施設での併設においては、短期入所の利用者数を併設本体施設の利用者数とみなして、併設本体施設として必要とされる数を確保すること。

宿泊型自立訓練、共同生活援助での併設において、本体事業所のサービス提供時間帯においては、短期入所の利用者数を併設本体事業所の利用者数とみなして、併設本体事業所として必要とされる数を確保すること。

宿泊型自立訓練、共同生活援助での併設において、本体事業所のサービス提供時間帯以外の時間においては、以下のとおり生活支援員等を配置すること。

・当該日の利用者の数が6人以下・・・1人以上

・当該日の利用者の数が7人以上・・・1人に利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに
+ 1人以上

（ii）設備要件

①居室

併設本体施設等の居室で、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること。

※併設本体施設の居室として定めている居室を用いることはできない。

②その他設備

設けること。

※ただし、併設本体施設の設備を利用することにより、短期入所事業の効率的な運営が図られ、かつ、当該短期入所事業所の利用者及び併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設等の設備を用いることができる。

〔13-2〕短期入所（空床型事業所）

（i）人員要件

①管理者

専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所の他の職務に従事、又は当事業所以外の事業所や施設等の職務に従事させることができる。

②従業者

障害者支援施設等の入所施設での併設においては、短期入所の利用者数を併設本体施設の利用者数とみなして、併設本体施設として必要とされる数を確保すること。

宿泊型自立訓練、共同生活援助での併設において、本体事業所のサービス提供時間帯においては、短期入所の利用者数を併設本体事業所の利用者数とみなして、併設本体事業所として必要とされる数を確保すること。

宿泊型自立訓練、共同生活援助での併設において、本体事業所のサービス提供時間帯以外の時間においては、以下のとおり生活支援員等を配置すること。

・当該日の利用者の数が6人以下・・・1人以上

・当該日の利用者の数が7人以上・・・1人に利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに
+ 1人以上

（ii）設備要件

本体施設等として必要とされる設備を有することで足りる。

〔13-3〕短期入所（単独型事業所）

（i）人員要件

①管理者

専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所の他の職務に従事、または当事業所以外の事業所や施設等の職務に従事させることができる。

②従業者

本体事業所のサービス提供時間帯においては、短期入所の利用者数を併設本体事業所の利用者数とみなして、併設本体事業所として必要とされる数を確保すること。

本体事業所のサービス提供時間帯以外の時間もしくは、本体事業所がない場合においては、以下のとおり生活支援員等を配置すること。

・当該日の利用者の数が6人以下・・・1人以上

・当該日の利用者の数が7人以上・・・1人に利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに
+ 1人以上

（ii）設備要件

①居室

一つの居室の定員は、4人以下とすること。

地階に設けてはならない。

利用者1人あたり、収納設備を除き8.0㎡以上の床面積を確保すること。

寝台またはこれに代わる設備を備えること。

ブザーまたはこれに代わる設備を備えること。

②食堂

食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

③浴室

利用者の特性に応じたものであること。

④洗面所

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

⑤便所

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

〔14〕 共同生活援助に係る共同生活住居の立地について

- 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設または病院の敷地外にある必要があります。
- 上記趣旨と同様に、日中サービス活動系サービス（生活介護や就労支援などのサービス）事業所との併設（同一建物における設置を含む）についても、同一敷地内の施設等での生活で完結とならないように制限が設けられます。
- この考え方については、下記通知文（別添のみ抜粋）に基づき、取扱いについて遵守してください。

佐世保市指定共同生活援助に係る共同生活住居の立地に関する取扱いについて

（令和3年7月28日改正）

1 目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第1項及び「佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成27年条例第96号）（以下、「佐世保市基準条例」という。）第182条第1項においては、「指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下、「グループホーム」という。）は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下、「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」と定められています。これは、グループホームの利用者が家庭的な雰囲気の下でサービスの提供を受けるとともに、一般住宅と同様に地域との交流を図ることによる社会との連携を確保し、さらに利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活が同一敷地内のグループホーム及び入所施設又は病院のみで完結するような生活とならないことなどの趣旨によるものです。

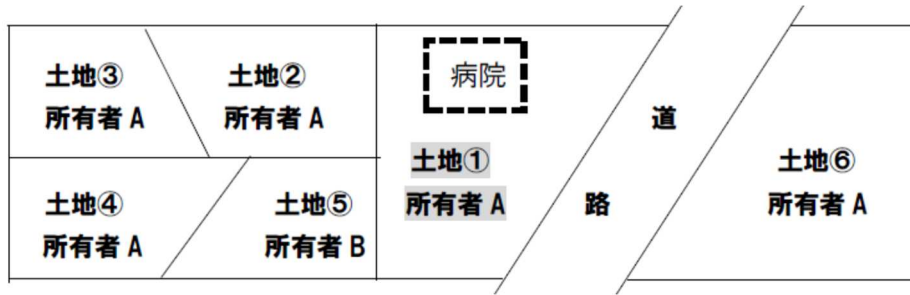
また、「指定共同生活援助の指定基準（立地）に関する疑義について」（平成29年1月19日付け障障発0119第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）にあるとおり、佐世保市基準条例で定める立地基準については、特定の種類の施設との合築や同一敷地内の設置を規制する趣旨ではありませんが、グループホームの趣旨に則った運営が確保されるように指定における本市の基本的な考え方をお示しするものです。

2 入所施設又は病院と同一敷地の考え方について

同一敷地と考えられる場合は、一例として次のような形態の土地を想定しています。

- ・入所施設又は病院が建てられている敷地内を指す。
- ・各々の地番が異なっても土地の登記簿上の所有者が同一と認められる場合は同一敷地と見なす。
- ・所有者が同一の私道で隔てられている土地は、同一敷地と見なす。

≪例≫（土地①と他の土地との関係）



	土地②～④	土地⑤	土地⑥
土地①	同一敷地	同一敷地 ではない	道路が所有者 A の私道 ⇒ 同一敷地 道路が所有者 A の私道以外(公道等) ⇒ 同一敷地ではない

3 同一敷地内における日中活動サービスと共同生活住居の併設に関する基本的な考え方

日中活動を行う指定サービス事業所と同一敷地にグループホームがある場合、もしくは新たに設置する場合、グループホームの趣旨に鑑み、新たな事業所の指定及び住居の設置にかかる指定変更は行わないものとします。ただし、以下の要件をすべて満たす場合はこの限りではありません。

- (1) 同一敷地内併設となる事業所と設備の共用をしないこと
- (2) 事業所はそれぞれ独立した出入口を確保し、出入口から一旦建物外に出なければ互いに行き来できない構造になっていること。
- (3) 利用者の日常生活が敷地内のみにおいて完結しないよう、グループホーム（日中サービス支援型共同生活援助を除く）の入居者は、敷地外において日中活動を行う者であること。ただし、個別支援計画等において、併設事業所の利用により心身の障害に対する特段の配慮を行うことを明確にしている場合を除く。

※この場合における同一敷地とは、上記 2 における同一敷地の考え方と同様。

4 本通知以前に指定を受けている事業所について

上記の各項に合致しない既設の指定共同生活住居につきましては、改築や移転等が可能となった場合には、その時点における指定基準等に照らして指定することとなりますので、ご留意ください。

グループホーム利用者に対しては、地域との交流の機会が確保されるよう、敷地外の日中活動サービス事業所の利用について可能な限り情報提供を行う等のご配慮をお願いします。

〔14-1〕共同生活援助（介護サービス包括型）

（i）人員要件

①管理者

常勤・専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有していること。

※原則、グループホームでの職務従事の経験が必要となる。

②サービス管理責任者

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、世話人又は生活支援員に従事することも可。

※常勤でなくてもよい。

※共同生活援助事業所の入居定員が20人以上の場合は、専従とするよう努めること。

配置人員を満たしていること。

※利用者が30人以下・・・1人以上

※利用者が31人以上・・・1人に、利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③従業者

世話人

・常勤換算方法で、（利用者数／6）以上配置すること。

※常勤でなくてもよい。

生活支援員

・常勤換算方法で、下記障害支援区分に応じた数の合計以上の人員を配置すること。

※常勤でなくてもよい。

（区分3に該当する利用者数／9）・・・0.11／人＋

（区分4に該当する利用者数／6）・・・0.17／人＋

（区分5に該当する利用者数／4）・・・0.25／人＋

（区分6に該当する利用者数／2.5）・・・0.4／人

<例：障害支援区分に応じた生活支援員の必要数算出方法>

【区分3：2人、区分4：5人、区分5：3人、区分6：2人の場合】

⇒ $0.11 \times 2 \text{人} + 0.17 \times 5 \text{人} + 0.25 \times 3 \text{人} + 0.4 \times 2 \text{人}$

= 0.22 + 0.85 + 0.75 + 0.8

= **2.62人**

④従業者の配置人員等

- 世話人及び生活支援員は、障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支援する能力を有する者であること。
 - 世話人及び生活支援員は、夜間及び深夜の時間外以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保すること。
 - 専従であること。
- ※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(ii) 設備要件

①立地条件

- 住宅地または住宅地と同程度に家族や地域住民等の交流の機会が確保される地域に立地すること。
- ※入所施設や病院の敷地内の立地は不可。

②共同生活住居（複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物）

- 1以上の共同生活住居を有すること。
- 1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位）を有すること。
- 配置、構造及び利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

③居室

- 面積は、収納設備を除き、7.43㎡以上とすること。
- ※収納設備は別途確保するなど、利用者の私物も置けるよう十分な広さを有すること。

④居間、食堂

- 利用者全員が一堂に会することができる広さを有すること。
- ※テーブルや椅子を設置する場合は、少なくとも利用者数分を確保すること。

⑤便所

- 利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑥浴室

- 利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑦台所

(iii) 規模要件

- 指定共同生活援助事業所の定員は、4人以上の入居定員とすること。
- 一つの共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とすること。
※既存の建物を共同生活住居として利用する場合は、2人以上20人以下とすることも可。
- 一つのユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 居室の定員については、1人とすること。
※ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合（夫婦等）は、2人とすることも可。
- 共同生活援助事業所は、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲にある共同生活住居を合わせて一つの指定共同生活援助事業所として指定する。

(iv) サテライト型住居

- 本体住居とサテライト型住居の間を、通常の移動手段で20分以内に移動できること。
- 一つの本体住居に2箇所の設置を限度とする。
※一定の地域内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物の複数のサテライト型住居を集約して設置することはできない。
- サテライト型住居ごとに、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所など、日常生活を送る上で必要な設備を設けること。
- サテライト型住居の入居定員は、1人とすること。
- サテライト型住居の居室面積は、収納設備を除き、7.43㎡以上とすること。
- 本体住居とサテライト型住居について、それぞれの住居に必要な通信機器を設けること。

〔14-2〕共同生活援助（外部サービス利用型）

（i）人員要件

①管理者

常勤・専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有していること。

※原則、グループホームでの職務従事の実験が必要となる。

②サービス管理責任者

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、世話人又は生活支援員に従事することも可。

※常勤でなくてもよい。

※共同生活援助事業所の入居定員が20人以上の場合は、専従とするよう努めること。

配置人員を満たしていること。

※利用者が30人以下・・・1人以上

※利用者が31人以上・・・1人に、利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」](#)（P.66～P.67）を参照

③従業者

世話人

・常勤換算方法で、（利用者数／6）以上配置すること。

※常勤でなくてもよい。

④従業者の配置人員等

世話人は、障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支援する能力を有する者であること。

世話人は、夜間及び深夜の時間外以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保すること。

（ii）設備要件

①立地条件

住宅地または住宅地と同程度に家族や地域住民等の交流の機会が確保される地域に立地すること。

※入所施設や病院の敷地内の立地は不可。

②共同生活住居（複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物）

- 1以上の共同生活住居を有すること。
- 1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位）を有すること。
- 配置、構造及び利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

③居室

- 面積は、収納設備を除き、7.43㎡以上とすること。
※収納設備は別途確保するなど、利用者の私物も置けるよう十分な広さを有すること。

④居間、食堂

- 利用者全員が一堂に会することができる広さを有すること。
※テーブルや椅子を設置する場合は、少なくとも利用者数分を確保すること。

⑤便所

- 利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑥浴室

- 利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑦台所

(iii) 規模要件

- 指定共同生活援助事業所の定員は、4人以上の入居定員とすること。
- 一つの共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とすること。
※既存の建物を共同生活住居として利用する場合は、2人以上20人以下とすることも可。
- 一つのユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 居室の定員については、1人とすること。
※ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合（夫婦等）は、2人とすることも可。
- 共同生活援助事業所は、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲にある共同生活住居を合わせて一つの指定共同生活援助事業所として指定する。

(iv) サテライト型住居

- 本体住居とサテライト型住居の間を、通常の移動手段で 20 分以内に移動できること。
- 一つの本体住居に 2 箇所の設置を限度とする。
※一定の地域内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1 つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することはできない。
- サテライト型住居ごとに、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所など、日常生活を送る上で必要な設備を設けること。
- サテライト型住居の入居定員は、1 人とすること。
- サテライト型住居の居室面積は、収納設備を除き、7.43 m²以上とすること。
- 本体住居とサテライト型住居について、それぞれの住居に必要な通信機器を設けること。

(v) 受託居宅介護サービスの提供

- 指定居宅介護事業者とのサービス提供に関する委託契約を文書により締結すること。
- 運営規程及び重要事項説明書において、受託居宅介護サービス事業者及び事業所の名称及び所在地を定めておくこと。

〔14-3〕 共同生活援助（日中サービス支援型）

（i） 人員要件

① 管理者

常勤・専従であること。

※ただし、管理上支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有していること。

※原則、グループホームでの職務従事の経験が必要となる。

② サービス管理責任者

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、世話人又は生活支援員に従事することも可。

※共同生活援助事業所の入居定員が20人以上の場合は、専従とするよう努めること。

配置人員を満たしていること。

※利用者が30人以下・・・1人以上

※利用者が31人以上・・・1人に、利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」\(P.66～P.67\)](#)を参照

③ 従業者

世話人

・常勤換算方法で、（利用者数／5）以上配置すること。

生活支援員

・常勤換算方法で、下記障害支援区分に応じた数の合計以上の人員を配置すること。

（区分3に該当する利用者数／9） … 0.11／人 +

（区分4に該当する利用者数／6） … 0.17／人 +

（区分5に該当する利用者数／4） … 0.25／人 +

（区分6に該当する利用者数／2.5） … 0.4／人

<例：障害支援区分に応じた生活支援員の必要数算出方法>

【区分3：2人、区分4：5人、区分5：3人、区分6：2人の場合】

⇒ $0.11 \times 2 \text{人} + 0.17 \times 5 \text{人} + 0.25 \times 3 \text{人} + 0.4 \times 2 \text{人}$

= 0.22 + 0.85 + 0.75 + 0.8

= **2.62人**

夜間支援従事者

・共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上配置すること。

※共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は、ユニットごとに1人以上配置すること。

④ 従業者の配置人員等

世話人及び生活支援員は、障がい者の福祉の増進に熱意があり、障がい者の日常生活を適切に支援する能力を有する者であること。

世話人及び生活支援員は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保すること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

世話人、生活支援員又は夜間支援従事者のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(ii) 設備要件

① 立地条件

住宅地または住宅地と同程度に家族や地域住民等の交流の機会が確保される地域に立地すること。

※入所施設や病院の敷地内の立地は不可。

② 共同生活住居（複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物）

1以上の共同生活住居を有すること。

1以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位）を有すること。

配置、構造及び利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

③ 居室

面積は、収納設備を除き、7.43㎡以上とすること。

※収納設備は別途確保するなど、利用者の私物も置けるよう十分な広さを有すること。

④ 居間、食堂

利用者全員が一堂に会することができる広さを有すること。

※テーブルや椅子を設置する場合は、少なくとも利用者数分を確保すること。

⑤ 便所

利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑥ 浴室

利用者の障害特性に応じて工夫されたものであること。

⑦ 台所

(iii) 規模要件

- 指定共同生活援助事業所の定員は、4人以上の入居定員とすること。
- 一つの共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とすること。
※既存の建物を共同生活住居として利用する場合は、2人以上20人以下とすることも可。
- 一つのユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 居室の定員については、1人とすること。
※ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合（夫婦等）は、2人とすることも可。
- 共同生活援助事業所は、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲にある共同生活住居を合わせて一つの指定共同生活援助事業所として指定する。

(iv) 実施主体

- 指定短期入所（併設型または単独型）を行うこと。

(v) 日中サービス支援型共同生活援助の新規指定にかかる留意事項

- 日中サービス支援型共同生活援助の新規指定申請を行うにあたり、設置者である法人がこれまでに法に定める共同生活援助事業を実施した経験がない場合、市が設置する「佐世保市地域自立支援協議会」から評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言を聴くこと。（指定申請を行う際には、参考資料として、当該協議会からの評価結果が分かる書類を提出する必要がある）
- また、新規指定以後においても、運営開始から少なくとも年に1回以上は、当該協議会に対し事業の実施状況を報告し協議会からの評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言を聴くこと。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

(URL : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/syogai/nittyusa-bisuhoukokutou.html>)

〔15〕 自立生活援助

(i) 人員要件

① 管理者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障が無い場合は、当事業所のサービス管理責任者又は従業者との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者との兼務も可。

② サービス管理責任者

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者に従事することも可。

(常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない)

配置人員を満たしていること。

※利用者が 30 人以下・・・1 人以上

※利用者が 31 人以上・・・1 人に、利用者が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

※サービス管理責任者の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔2〕サービス管理責任者の資格要件」\(P.66～P.67\)](#) を参照

③ 従業者

地域生活支援員

・ 1 人以上配置すること。

・ サービス管理責任者とは異なる者を配置すること。

・ 利用者 25 人に対して 1 人を標準とするため、25 人を超える場合は、増員することが望ましい。

(ii) 設備要件

① 事務室

運営のために必要な面積を有すること。

※他の事業と明確に区分けされる場合は、他の事業と同一の事務室であってもよい。

② 受付等のスペースの確保

利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要なスペースを確保すること。

相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③ 設備及び備品等

必要な設備及び備品等を確保すること。

(iii) 実施主体

指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助を行う者のみ）、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者のいずれかであること。

〔16〕地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

（i）人員要件

①管理者

- 専従であること。

※ただし、管理上支障がない場合は、当事業所の他の職務との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

②従業者

- 相談支援専門員

- ・1人以上配置すること。
- ・資格要件を満たしていること。

※相談支援専門員の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔3〕相談支援専門員の資格要件」](#)（P.68～P.69）を参照

- ・専従であること。

※ただし、業務に支障がない場合は、当事業所の他の職務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

（ii）設備要件

①事務室

- 運営のために必要な面積を有すること。

※他の事業と明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であってもよい。

②受付等のスペースの確保

- 利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要なスペースを確保すること。
- 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③設備及び備品等

- 必要な設備及び備品等を確保すること。

〔17〕 計画相談支援

(i) 人員要件

①管理者

- 専従であること。

※ただし、管理上支障がない場合は、当事業所の他の職務との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

②従業者

- 相談支援専門員

・1人以上配置すること。

・相談支援専門員の配置数は、1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするもので、35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。

※利用者の数は、前6月の平均値。ただし、新規指定の場合は、推定数とする。

・資格要件を満たしていること。

※相談支援専門員の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔3〕相談支援専門員の資格要件」\(P.68～P.69\)](#)を参照

・専従であること。

※ただし、業務に支障がない場合は、当事業所の他の職務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

(ii) 設備要件

①事務室

- 運営のために必要な面積を有すること。

※他の事業と明確に区分けされる場合は、他の事業と同一の事務室であってもよい。

②受付等のスペースの確保

- 利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要なスペースを確保すること。

- 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③設備及び備品等

- 必要な設備及び備品等を確保すること。

〔18〕障害児相談支援 ※参考記載（根拠法：児童福祉法）

（i）人員要件

①管理者

- 専従であること。

※ただし、管理上支障がない場合は、当事業所の他の職務との兼務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

②従業者

- 相談支援専門員

・1人以上配置すること。

・相談支援専門員の配置数は、1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするもので、35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。

※支援対象者の数は、前6月の平均値。ただし、新規指定の場合は、推定数とする。

・資格要件を満たしていること。

※相談支援専門員の資格要件については、[「Ⅶ. その他（参考、用語説明）〔3〕相談支援専門員の資格要件」](#)（P.68～P.69）を参照

・専従であること。

※ただし、業務に支障がない場合は、当事業所の他の職務や、他の障害福祉サービス事業所等の職務に従事させることも可。

（ii）設備要件

①事務室

- 運営のために必要な面積を有すること。

※他の事業と明確に区分けされる場合は、他の事業と同一の事務室であってもよい。

②受付等のスペースの確保

- 利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要なスペースを確保すること。

- 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

③設備及び備品等

- 必要な設備及び備品等を確保すること。

【Ⅶ. その他（参考、用語説明）】

〔1〕療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の共通的な要件のまとめ

（i）人員要件

①管理者

専従であること。

※ただし、管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所・施設等の職務に従事することも可。

資格要件を満たしていること。

サービス名	資格要件
<input type="checkbox"/> 療養介護	医師
<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型・B型） <input type="checkbox"/> 就労定着支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者 ④ 企業を経営した経験を有する者
<input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） <input type="checkbox"/> 就労移行支援	上記①、②、③のいずれかを満たす者
責	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
務	② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

②サービス管理責任者

1人以上は常勤であること。

専従であること。

※ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者又は他の職務に従事することも可。

（常勤換算上、当該サービス管理責任者の他の職務にかかる勤務時間を算入することはできない）

配置人員数を満たしていること。

※利用者が60人以下・・・1名以上

※利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

資格要件を満たしていること。

資	次のいずれも満たす者
格	<input type="checkbox"/> 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援等の業務における実務経験が3～8年（※保持している資格により、必要な実務経験が異なる）
要	<input type="checkbox"/> 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了及びサービス管理責任者研修修了
件	

- ① 個別支援計画の作成に関すること。
 - ・ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成すること。
 - ・ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を徴求すること。
 - ・ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。
 - ・ 作成した個別支援計画を利用者に交付すること。
- ② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。
- ③ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施すること。（モニタリングの実施）
- ④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（ii）設備基準

- 構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されていること。
- 訓練・作業室等の面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。（利用者 1 人あたり約 3.0 m²を目安とする。）
- 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

（iii）定員規模

①原則

- 事業所における規模は、20 人以上の人員を利用させることができる規模を有する必要がある。
※ただし、就労継続支援 A 型は 10 人以上（参考）施設入所支援は 30 人以上。

②多機能型事業所の場合

- 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所のサービス毎の利用定員は以下のとおりとし、多機能型事業所の利用定員の合計数は 20 人以上とすること。
 - ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上
 - ・就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）：10 人以上

③従たる事業所の場合

- 従たる事業所において、以下の障害福祉サービスの種類に応じた利用定員であること及び利用することが可能な規模を有すること。
 - ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上
 - ・就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）：10 人以上

〔2〕サービス管理責任者の資格要件

【指定障害福祉サービスのサービス提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者等】

平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号 令和元年 9 月 10 日厚生労働省告示第 113 号改正

(i) 資格要件

- 相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修を修了していること。
- 直接支援・相談支援等の業務における実務経験が以下を満たしていること。

業務範囲	業務内容	年数	
実務経験年数	(イ) 相談支援業務 ① 施設等において相談支援業務に従事する者 ・地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ・児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター ・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設・更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター ② 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 ・国家資格等を有する者 ・①、③、④に従事した期間が 1 年以上である者 ③ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ④ 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 ⑤ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5 年以上	
	(ロ) 直接支援業務 ① 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 ・障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護事業 ・保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 ② 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者 ③ 特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 ④ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	8 年以上	
	(ハ) 有資格者等 ① (ii) の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 ・保育士 ・児童指導員任用資格者 ・精神障害者社会復帰指導員 ② 国家資格等による業務に 3 年以上従事している者でかつ、上記 (i) の相談支援業務及び上記 (ii) の直接支援業務に従事する者	5 年以上	
			3 年以上

(ii) その他留意事項

□平成 30 年度までの研修体系（旧体系）において受講済みの者については、平成 31 年 4 月以降、5 年間は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者として従事することができる。

※ただしこの場合、5 年の間に更新研修を修了し、以降 5 年ごとの更新研修を受講しなければならない。

□実務経験を満たす者が平成 31 年 4 月 1 日以降 3 年以内に基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から 3 年を経過する日までの間は、サービス管理責任者とみなし、従事することができる。

※ただし、基礎研修修了となった日から 3 年を経過する日までの間に実践研修を修了しなければならない。

□旧体系の研修修了者または実践研修修了者が更新研修を 5 年以内に受講できなかった場合は、実践研修を改めて受講する必要がある、修了証明書の交付を受けた日より再度サービス管理責任者として従事することができる。

※更新研修を受講すべき期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了しその証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者としての従事はできない。

□既にサービス管理責任者が 1 名配置されている場合は、実務経験を満たす者でない基礎研修修了者も 2 人目以降のサービス管理責任者として配置でき、個別支援計画の原案の作成が可能となる。

(iii) 用語の定義

□「相談支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務を指す。

□「直接支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す。

□「国家資格等」とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士を指す。

□実務経験年数については、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることを 1 年間の実務経験として取り扱う。

※5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

〔3〕相談支援専門員の資格要件

(i) 資格要件

- 相談支援従事者初任者研修を修了していること。
- 実務経験が以下を満たしていること。

業務範囲	業務内容	年数	
実務経験年数	① 相談支援業務	1 平成 18 年 10 月 1 日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成 18 年 9 月 30 日までに従事した期間 ①障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ②精神障害者地域生活支援センター	3 年以上
	②	2 施設等において相談支援業務に従事する者 ①障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ②児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神障害者地域生活支援センター、市町村役場 ③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 ④保健医療機関（病院、診療所）において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者 ・国家資格等を有する者 ・2の①～③に従事した期間が1年以上である者	5 年以上
	③	3 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援業務に従事する者	
	④	4 特別支援学校その他これらに準ずる機関において進路相談・教育相談業務に従事する者	
実務経験年数	① 直接支援業務	1 下記に掲げる者で、①～③のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者 ・保育士 ・児童指導員任用資格者 ・精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 ①障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 ②障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれらに準ずる者 ③病院、診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	10 年以上
	②	2 (i) 1 の項目に該当しない者で、①～③のいずれかに該当する者	

㊦ 国家資格該当者	1 下記の国家資格等による業務に5年以上従事している者が、(i) 2～4または(ii) 1～2の業務に従事する場合 【国家資格等】 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	3年 以上
--------------	---	----------

(ii) その他留意事項

- 相談支援従業者初任者研修を修了した年度の翌年度から5年度ごとの各年度末までに、相談支援従業者現任研修を受講する必要がある。

(iii) 用語の定義

- 「相談支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務を指す。
- 「直接支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す。
- 実務経験年数については、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを1年間の実務経験として取り扱う。
 ※5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

〔4〕 重要用語説明

#	用語	説明
1	法定代理受領	法 29 条第 4 項の規定により、支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用について、介護給付費等として当該支給決定障害者等に支給すべき額等について、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われること。
2	常勤	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において就労規則等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本）に達していること。
3	専従	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないこと。 この場合のサービス提供時間帯とは、従業員の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間をいい、当該従業員の常勤・非常勤の別を問わない。
4	常勤換算方法	指定障害福祉サービス事業所等の従業員の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業員が勤務すべき時間数（常勤職員が 1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法。 この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等にかかる事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数を指す。